

中小企業信用保険法第2条第6項の認定申請の手引き (危機関連保証)

この制度は、大規模な経済危機、災害等による信用収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業を支援するための制度です

1. 対象となる中小企業者

次のいずれにも該当する中小企業者

- ア. 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている
- イ. 国の認定案件に起因して、原則として最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる

2. 中小企業信用保険法第2条第6項の認定による効果

中小企業信用保険法第2条第6項に規定する各種の要件に該当し、市長の認定を受けた中小企業者に、通常の保証枠に加えて別枠の保証枠が付与されます

※危機関連保証と経営安定関連保証を併用する場合、それぞれに対して別枠保証限度額が付与されます

3. 小山市に認定申請ができる中小企業者

法人	本店登記地、または事業実態のある事業所の所在地が小山市内にあること
個人	事業実態のある事業所の所在地が小山市内にあること

4. 申請の流れ

- ・ 申請は小山市役所商業観光課にて随時受付しております
受付および問い合わせ時間は、8：30～12：00、13：00～16：30です
※土日祝日・年末年始は除きます
- ・ 認定書は、書類に不備がない場合、申請日のあった日の翌々営業日の13：00以降にお渡しいたします
- ・ 認定申請の手続きに関して、金融機関の担当者等による代理申請も可能としております

5. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●登記簿謄本の写し	●直近の確定申告書の写し (開業届、許認可証などでも可)
●委任状(金融機関の担当者等が代理で申請を行う場合) ●認定申請書 ●認定申請書に記載した売上額や売上見込みを証明する資料の写し (例:月次損益計算書、売上台帳など) ●許認可証の写し(許認可を必要とする業種の場合)	

6. 認定申請書記載上の留意点

- ・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください
- ・認定申請書の「私は」の後の空白には災害その他突発的に生じた事由を入れてください

【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができませんこととします
なお、代理申請の場合に必要な委任状については、従来どおり押印が必要となります
(法人の場合)住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している
(個人の場合)住所、氏名を明記している
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

7. 認定書の有効期間

- ・発行日から30日間
ただし、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第二条第六項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります
- ・有効期間内に、金融機関または信用保証協会への危機関連保証の申込みが必要であり、かつ、認定書の有効期間にかかわらず、上述のとおり指定期間の期間内に実行する必要があります。

8. お問い合わせ

小山市役所商業観光課商業振興係(電話 0285-22-9275)